

令和6年度 第2回長野県国民健康保険運営協議会 次第

日 時 令和7年2月4日（火）
14時00分から16時00分まで
場 所 長野県庁議会棟 401号会議室
（オンライン開催）

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

（1）令和7年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について・・・・・・資料1

（2）令和7年度長野県国民健康保険特別会計予算（案）について・・・・・・資料2

（3）令和7年度に長野県国民健康保険室が行う保健事業（案）について・・・・・・資料3

4 その他

長野県国民健康保険診療費の状況について・・・・・・資料4

今後の主な制度改正の予定について・・・・・・資料5

5 閉会

令和6年度 第2回 長野県国民健康保険運営協議会
出席者名簿

(敬称略)

区分	所 属 名	役 職 名	氏 名	備考
公益代表	国立大学法人 信州大学経法学部	教 授	増原 宏明	
	公立大学法人 長野県立大学 グローバルマネジメント学部	教 授	宮崎 紀枝	
	長野県弁護士会		堀内 優香	
被保険者代表	池田町国保運営協議会	委 員	下條 葉子	
	長野県在宅看護職信濃の会		北澤 万里子	
	公募委員		重倉 幸子	
保険医・薬剤師代表	一般社団法人 長野県医師会	常 務 理 事	溝口 圭一	
	一般社団法人 長野県歯科医師会	副 会 長	大滝 祐吉	
	一般社団法人 長野県薬剤師会	副 会 長	石塚 豊	
被用者保険代表	健康保険組合連合会 長野連合会	事 務 局 長	柳沢 敏信	
	全国健康保険協会 長野支部	支 部 長	清水 昭	

事務局	長野県健康福祉部	部 長	笹渕 美香	
		室 長	西川 勉	
		課 長 補 佐 兼 支 援 ・ 指 導 係 長	近藤 雅美	
		国 保 運 営 係 長	金山 洋之	
		主 査	菅原 歩	
		主 任	松本 恵実	
		主 事	高井 航	
		主 事	柴本 華	
	市町村	飯田市	保 健 課 長	宮嶋 栄次
		北相木村	主 任	川井 裕介

長野県国民健康保険運営協議会運営要綱

（目的）

第1条 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第11条の規定による長野県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（任務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- （1）長野県国民健康保険の財政運営に関すること。
- （2）長野県国民健康保険運営方針に関すること。
- （3）その他の重要事項に関すること。

（委員の定数区分）

第3条 委員の定数区分は、次の各号のとおりとする。

- （1）被保険者を代表する委員 3人
- （2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- （3）公益を代表する委員 3人
- （4）被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（会長）

第4条 協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、委員全員がこれを選挙する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は第3条各号に掲げる委員各1人以上が出席し、かつ委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、長野県健康福祉部健康増進課国民健康保険室に置き、県及び「長野県県・市町村国保運営連携会議」の委員が属する市町村で組織する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(長野県国民健康保険運営協議会設置要綱の廃止)

2 長野県国民健康保険運営協議会設置要綱は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。